

平成30年

第2回市議会定例会 議案第2号

平成30年度函館市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度函館市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度函館市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第8条を予算第9条とし、予算第5条から予算第7条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
赤川高区浄水場 プラント設備 更新整備等事業費	平成31年度から 平成52年度まで	8,797,000千円

平成30年6月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	自 己 資 金
赤川高区浄水場 プラント設備 更新整備等事業費	千円 8,797,000		千円	平成31年度 から 平成52年度 まで	千円 8,797,000	千円 2,933,000	千円 5,864,000